

各原産地証明書の記入事項の比較対照表

協定等		一般特惠 (Form A)	シンガポール協定	メキシコ協定	マレーシア協定	チリ協定	タイ協定	インドネシア協定	ブルネイ協定	フィリピン協定	アセアン包括的協定	スイス協定	ベトナム協定	インド協定	ペルー協定					
原産地基準	完全生産品	P	—	A	A	A	WO	A	A	A	WO	—	WO	A	(a)					
	原材料のみから生産される製品	—	—	B	B	B	PE	B	B	B	PE	—	PE	B	(b)					
	品目別規則を満たす製品	W+HS 4桁	—	C	C	C	PS	C	C	C	①CTH又はRVC、又は②RVC、CTC、SPのうち適切なもの	—	①CTH又はLVC、又は②LVC、CTC、SPのうち適切なもの	B	(c)					
	関税分類変更基準の特例製品	—	—	D	—	D	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	繊維製品の特例	—	—	TPL	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
その他の基準	記入欄	第8欄	—	第8欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第8欄(原産地基準)	第5欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第5欄(原産地基準)	第8欄(原産地基準)	—	第5欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第6欄(特惠基準)					
	記入事項	添付された証明書の番号(自国関号、アセアン5ヵ国関税)	—	ACU、DMI、FGM、IM、N/Aのいずれかを必ず記入	ACU、DMI、FGMを適用があった場合に記入			ACU、DMIを適用があった場合に記入			ACU、DMI、FGMを適用があった場合に記入		必要に応じ、ACU、DMIを追記	—	必要に応じ、DMI、ACU、FGMを追記	—				
特殊な品名	記入事項	—	特別なルールによる品目別規則を満たす場合には、品名に加え、附属書II Bで定められた説明を付す。	統一規則附属書2-Bに掲げる品目：同附属書に掲げる品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー、いくさ製品等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(えび調製品等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(合成清酒又は料理用酒(みりん)等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(合成清酒又は料理用酒(みりん)等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(合成清酒又は料理用酒(みりん)等)：当該品名を記入	—	品目別規則において特別な品名が定められている品目(カレー、明及びその分別物等)：当該品名を記入	—	品目別規則の品名に特別の記載のある製品について当該品目別規則が適用される場合：当該特段の記載を記入					
	記入欄	—	第10欄(品名等)	第6欄(品名)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第7欄(品名等)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第7欄(品名等)	第8欄(品名等)	第4欄(品名等)	—	第5欄(品名等)				
アセアン登録第三国船産材材料 I O	記入事項	—	特別なルールによる品目別規則を満たす場合には、品名に加え、附属書II Bで定められた説明を付す。	—	第16類、第18類～第20類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 第19類又は第20類の産品：日本、マレーシア又はアセアン第三国において収穫等された材料名、国名 第50類～第63類の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	—	第1604、14号の産品：材料名、I O T Cに登録された船名、登録番号、登録国名 第7類、第16類、第18類～第20類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 第61類、第62類の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名	—	第4類、第11類、第16類～第20類又は第29類の産品：アセアン第三国の材料名、国名 —	—	第16類の産品：材料名、I O T Cに登録された船名、登録番号、登録国名 第18類又は第20類の産品：アセアン第三国の材料名、国名	—	—	—	—	第50類～第63類の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名				
	記入欄	—	第10欄(品名等)	—	第4欄(品名等)	—	第7欄(品名等)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	—	—	—	—	第4欄(品名等)				
選 及 発 給	記入事項①	—	—	"ISSUED RETROSPECTIVELY"	"ISSUED RETROACTIVELY"											「 <input type="checkbox"/> Issued Retroactively」へのチェック (レ)	"ISSUED RETROSPECTIVELY"	"ISSUED RETROACTIVELY"	「 <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY」へのチェック (レ)	"ISSUED RETROSPECTIVELY"
	記入欄①	—	—	第11欄(備考)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第4欄(公用欄)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第13欄	第7欄(備考)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)				
	記入事項②	—	—	—	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)											—	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	
	記入欄②	—	—	—	—	第3欄(輸送の詳細)	第4欄(公用欄)	第8欄(備考)	第3欄(輸送の詳細)	第3欄(輸送の詳細)	第3欄(輸送の手段及び経路)	第3欄(輸送の手段及び経路)	—	第3欄(輸送の手段及び経路)	第3欄(輸送の詳細)	第4欄(輸送の詳細)				
(参考) 原則的な原産地証明書発給の時期	輸出の際	シンガポールから送り出した際	輸出のとき	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)	船積みの日付(B/L又はAWBの日付)					
紛失等の理由による「再発給」	「再発給」証明書の性格	—	—	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	①新規の番号を付した新規の原産地証明書が発給される。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。 ②オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。					
	記入事項	"DUPLICATE" "DUPLICATA" 等	"DUPLICATE" 又は "DUPLICATA"	"DUPLICATE"	オリジナルの原産地証明書の発給日及び番号			"DUPLICATE" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日及び番号	オリジナルの原産地証明書の発給日及び番号	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	①オリジナルの原産地証明書の発給日と番号 ②"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"DUPLICATE" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	①オリジナルの原産地証明書の発給日と番号 ②"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日及び番号	"DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER_DATED_"				
	記入欄	記入欄の指定はない。	記入欄の指定はない。	第11欄(備考)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第4欄(公用欄)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第12欄(証明)	第7欄(備考)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)				
修正	証明書の発給のやり直し	—	—	—	(原則的には) 原産地証明書に不正確な情報が含まれている場合には、原産地証明書の発給のやり直しを求め、当初の原産地証明書を無効とする。新規番号、新たな日付による発給のやり直しが行われることとなる。			(原則的には) 原産地証明書に不正確な情報が含まれている場合には、原産地証明書の発給のやり直しを求め、当初の原産地証明書を無効とする。新規番号、新たな日付による発給のやり直しが行われることとなる。			(原則的には) 原産地証明書に不正確な情報が含まれている場合には、原産地証明書の発給のやり直しを求め、当初の原産地証明書を無効とする。新規番号、新たな日付による発給のやり直しが行われることとなる。		(原則的には) 原産地証明書に不正確な情報が含まれている場合には、原産地証明書の発給のやり直しを求め、当初の原産地証明書を無効とする。新規番号、新たな日付による発給のやり直しが行われることとなる。							
	証明書の修正	発給機関の修正印による証明	発給機関の修正印による証明	発給機関の修正印による証明	登録署名による承認	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	—	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明				
インボイスの番号及び日付	原則	—	—	日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付(日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)																
	発給時に第三国インボイス番号が不	—	—	第三国インボイスの番号	第三国インボイスの番号及び日付															
	記入事項①	—	—	第10欄(インボイス)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第8欄(インボイスの番号及び日付)					
	記入事項②	—	—	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所																
	記入欄②	—	—	第11欄(備考)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第1欄(輸出者)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第7欄(品名等)及び第13欄	—	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)					
	発給時に第三国インボイス番号が不	—	—	【空欄】	【空欄】	【空欄】	輸出者(タイ)で発行されたインボイスの番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	【空欄】	輸出者のインボイス番号及び日付	—	輸出者のインボイス番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付					
記入事項①	—	—	第10欄(インボイス)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第8欄(インボイスの番号及び日付)					
記入事項②	—	—	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所																	
記入欄②	—	—	—	—	第8欄(備考)	第1欄(輸出者)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第7欄(品名等)及び第13欄	—	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)						
取扱い	—	—	契約書等の関係が分かるような書類の提出			関係がわかるような書類の提出			取引がわかる関係書類の提出			取引がわかる関係書類の提出								
産地証明する書原	記入事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	「 <input type="checkbox"/> Back to Back 00」へのチェック (レ)	—	—	—	—					
	記入欄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第13欄	—	—	—	—					